

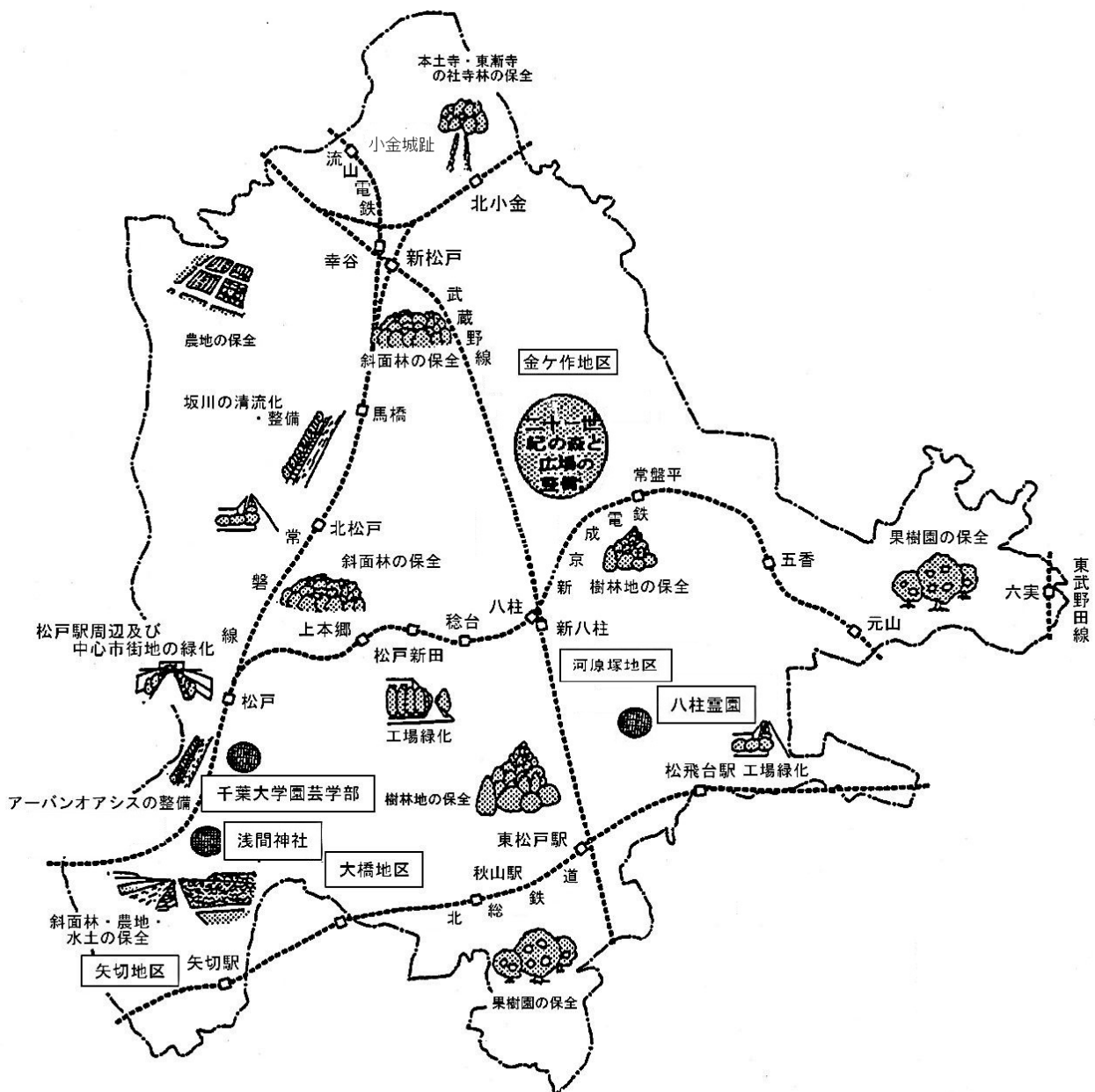
12. みどりと生きもの

(1) みどりの概要

市全体の緑でおおわれている面積は、約3割となっています。これらの緑のなかで、最も面積が大きいのは農地で、次いで、樹林地・草地の順となっています。

その中の樹林地について見ると、金ヶ作地区の樹林及び河原塚地区、高塚新田地区の谷地にみられる斜面林などが主要なものであり、面的な広がりはいささか小さいが、特徴的なものとして市西部の下総台地と江戸川低地との境に帯状に分布する斜面林（特に矢切地区）、河原塚地区や大橋地区の農地の周辺に残存する平地林、屋敷林、浅間神社の極相林、千葉大学園芸学部周辺の緑地、八柱霊園などがあります。

上記以外でも段丘崖の斜面に残存する帯状の樹林地が各所に分布しています。



(2) みどりの保全事業について

ア. 特別保全樹林地地区

本市では、「松戸市緑の条例」によって、潤いとやすらぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な樹林地、歴史的・文化的環境を確保するために保全することが必要な樹林地、人や生き物にとって、快適で多様な環境を確保するために特に保全することが必要な樹林地、災害に強い安全な都市をつくるために保全が必要な樹林地を特別保全樹林地地区として指定をしています。

特別保全樹林地地区指定状況

(各年4月1日)

年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
指定面積 m ²	119,344	121,941	121,941	121,941	153,586	151,707	171,158	196,762
対前年比 m ²	9,014	2,597	0	0	31,645	△1,879	19,451	25,604

イ. 保全樹林地地区

本市では、「松戸市緑の条例」により、自然環境を保全すべき地区（保全樹林地地区）を指定しています。保全樹林地地区は、市と土地所有者の信頼関係によって、一団で300 m²以上の樹林を一定期間保全するもので、現在約39haが保全樹林地地区に指定されています。

市全域の樹林を全て保全対象とし、積極的に指定を拡大します。自然観察等の利用及び管理への市民参加を奨励することにより保全樹林地地区の重要性を高めていきます。

保全樹林地地区指定状況

(各年4月1日)

年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
指定面積 m ²	494,644	485,788	483,103	489,627	448,525	446,223	420,962	385,489
対前年比 m ²	△18,514	△8,856	△2,685	6,524	△41,102	△2,302	△25,261	△35,473

ウ. 保護樹木

本市では、「松戸市緑の条例」によって、自然環境を保護すべき樹木（保護樹木）として指定しています。樹林地の少ない本市において巨樹・古木は貴重な財産であり、地域のランドマークとして重要です。今後も保護樹木への指定を推進していきます。

保護樹木指定状況

(各年4月1日)

年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
指定本数	126本	129本	129本	132本	131本	134本	136本	133本
対前年比	△3本	3本	0本	3本	△1本	3本	2本	△3本

(3) 生きもの(地域環境調査)

ア. 地域環境調査のねらい

松戸市では「松戸市環境計画」(平成10年4月策定)のなかで『めざすまちの姿』として、「①人と生きものが共存しているまち、②健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち、③地球の環境にやさしいまち」を掲げています。多くの野鳥を育めるような環境を守っていくことは、私たちにとって『健康的な日々を送れる、地球環境にやさしい、住みやすいまち』(松戸市環境計画に掲げた「めざすまちの姿」)となるための指標のひとつになります。

上記の『めざすまちの姿』を実現させるため、平成11年度から「地域の人達に住まい周辺の環境状況を自ら調査する機会と、地域住民が同じ目標をもって地域独自の環境作りを始めるきっかけを提供する」ための『生きもの調査』事業が実施されました。

平成17年度からは、調査内容の一部を見直し、対象を野鳥に絞った『地域環境調査』を平成21年度までの5年間実施し、平成23年度からは環境度の指標について変更しました。

また、平成27年度には特定外来生物及び調査員が興味を持った生きものについても市に報告いただくよう体制を見直しました。

イ. 調査方法

松戸市全域を1km四方の65調査地区に分け、それぞれの地区に地域環境調査員(市民ボランティア)を配置し、担当調査区域内の環境を調査します。

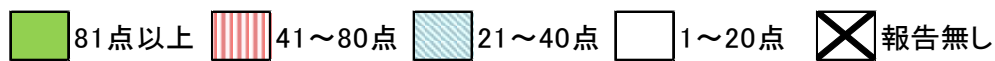
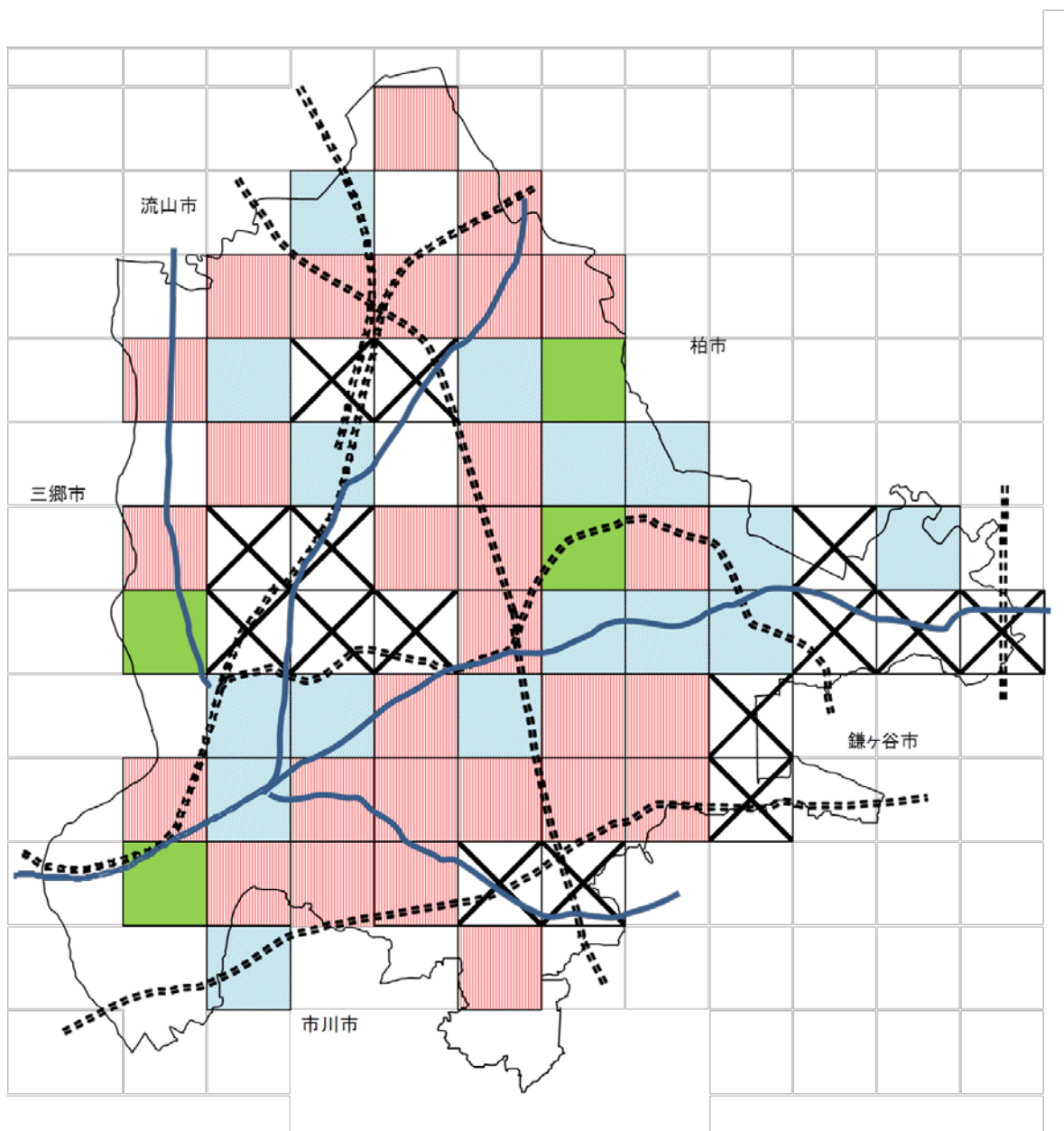
調査員は、担当調査区域内の比較的環境度の高いと思われるところ(公園や神社、田畑、河川敷等)で、可能な回数だけ野鳥観察を実施し、調査票に記入して半年ごとに事務局(市)へ報告します。市はその調査報告をもとに各地区の環境度を(公財)日本鳥類保護連盟が作成した基準により分析しています。

ウ. 環境度点数と環境の状態

合計点と環境	環境の状態
A : 121 点以上	<ul style="list-style-type: none"> ・Bまでの鳥に加え、ツツドリ、オオルリ、クロツグミのような森林性の鳥が見られるようでしたら、そこは里山から奥山へと進んだ山地的な環境と言えるでしょう。また、森林生態系の頂点に立つクマタカや、森に棲むカワセミの仲間であるアカシヨウビンが見られれば、そこは私たちの生活圏からかなり離れた、自然豊かな山地の森林です。
B : 81~120 点	<ul style="list-style-type: none"> ・Cまでの鳥に加え、ホトトギスやヤマガラ、エナガのようなまとまった森林に生息する鳥が見られるようでしたら、そこは丘陵や谷津田のある里山的な環境と言えるでしょう。もし、サシバなどが見られれば、そこは典型的な里山です。 里山は、昔から人によって利用・管理されてきた場所ですが、今では自然豊かな環境として注目されています。
C : 41~80 点	<ul style="list-style-type: none"> ・Dまでの鳥に加え、ヒバリのように草地に生息する鳥、セグロセキレイのように水辺を利用する鳥、ホオジロやモズのように林を利用する鳥が見られるようでしたら、そこは市街地から離れた広がりのある田園的な環境と言えるでしょう。田園地帯は人によって作られた空間ですが、生物の生息に適した環境が比較的残っています。
D : 21~40 点	<ul style="list-style-type: none"> ・Eの鳥に加え、シジュウカラやメジロ、ヒヨドリなど、ある程度まとまった木々があれば生息できる鳥が見られるようでしたら、そこは市街地の中でも比較的緑のある環境と言えるでしょう。このような緑地の多くは公園として利用されていますが、同時にそこは市街地に棲む生息空間となる重要な場所です。
E : 1~20 点	<ul style="list-style-type: none"> ・カラスやドバトのように様々な環境への順応力の高い鳥や、スズメのように人の生活に依存するような鳥しか見られないようでしたら、そこは市街地の中でも都市化の進んだ環境と言えるでしょう。多様な生物の棲む環境としては適していません。

出典 (公財)日本鳥類保護連盟

エ. 調査の結果（平成29年度）



地域環境調査（平均点）

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
環境度	47点	44点	47点	49点	50点